

税務課からのご案内

日本に居住される皆様へ

① 住民税とは

日本に居住し、所得が一定金額以上の場合、日本国に対する所得税とともに居住している地方自治体で住民税（東京 23 区の場合、特別区民税・都民税）が課税されます。

② 豊島区で特別区民税・都民税が課税される人（納税義務者）

豊島区で特別区民税・都民税が課税される人は、その年の 1 月 1 日現在、豊島区に居住していた人です。課税された年の中途で豊島区外に転出した場合、または日本国外に出国した場合でも 1 年分の特別区民税・都民税を納付する必要があります。日本国内に住所がなくなった人も、納税義務を果たすために納税管理人を定め申告と納付をする義務があります。

③ 都民税・区民税の計算、納付の仕方

課税される金額は前年の所得に基づいて決定されます。課税された特別区民税・都民税の納付方法には普通徴収と特別徴収があります。普通徴収とは自ら納付する方法で、年 4 回（法定納期限 6 月末、8 月末、10 月末、翌年 1 月末、該当日が土・日・祝日の場合は次の平日）、納付書や口座振替で納付する方法です。納付書裏面に記載されている金融機関、およびコンビニエンスストアでも利用できます（ただし、額面が 30 万円以下の納付書に限ります）。

一方、特別徴収とは給与から直接天引きされる方法で、その年の 6 月から翌年の 5 月まで毎月の給与から天引きされます。

④ 租税条約

同一の所得に対する二重課税を避けることなどを目的とし、日本と租税条約を締結している国があります。国によって内容は異なりますが、留学生等でその条約に締結された条件を満たしている場合、特別区民税・都民税が免除となる場合があります。詳しくは税務課までご相談下さい。

⑤ 納税証明書、課税（非課税）証明書

特別区民税・都民税の納税証明書は、所得金額・税額・納税額を年度毎に証明します（有料）。但し、非課税の場合、納税証明書は発行されません。課税（非課税）証明書は、所得金額・税額を年度毎に証明します（有料）。納税証明書はビザの更新などで必要となる場合があります。

⑥ 納付が無い場合（罰則）

法定納期限内に納付がされない場合、その翌日から完納の日まで、延滞金がかかります。また、督促状や催告書が送付され、それらを受けても納付が無い場合、勤務先への照会等の財産調査を経た後、給与や預貯金などの差押えを受ける場合があります。

⑦ 納付が困難な場合

生活困窮の場合など、納付が困難な場合には税務課整理第 1・第 2 グループへご相談ください。

<問い合わせ先> 税務課 課税に関すること…03-4566-2354 2355
証明に関すること…03-4566-2352
納税に関すること…03-4566-2362